

社会福祉法人 柏仁会

居宅介護支援事業所「ありすの街ケアプランセンター」

運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人柏仁会が開設するありすの街ケアプランセンター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むために必要な居宅サービス等が適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者及び関係機関等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称：ありすの街ケアプランセンター
- (2) 所在地：秋田県大仙市刈和野字愛宕下 85 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 介護支援専門員 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12/29～1/3を除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所は、利用者宅及び事業所内その他必要と認められる場所とする。
- (2) 要介護者の有する課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる課題分析標準項目を利用する。
- (3) サービス担当者会議の開催場所は、利用者宅及び事業所内その他必要と認められる場所とする。
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問は、月1回以上、必要に応じて訪問するものとする。

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 介護に関する情報の提供
- (3) 必要に応じた要介護認定の新規、更新、区分変更の申請の代行
- (4) 関連事業者等との連絡調整
- (5) 給付管理表の作成
- (6) 介護保険施設への紹介

(利用料)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の負担はないものとする。

(実施地域)

第9条 事業の実施地域は、大仙市全域とする。

(個人情報保護)

第10条 事業所は、その業務上知り得た利用者及び身元引受人の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者及び身元引受人の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及び身元引受人の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、就業規則に定めるものとする。
- 4 事業所は他の指定居宅サービス事業者等に対して、利用者及び身元引受人に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及び身元引受人の同意を得るものとする。

(苦情解決)

第11条 事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等において、利用者及びその家族からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応するものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業所は、介護保険法の規定により市、保険者又は国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。
- 5 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の身元引受人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、その内容について報告することとする。

(業務継続計画)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施する為及び非常時の体制での早期の業務再開を図る為の計画策定を行い、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施する。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延防止の為の措置)

第14条 事業所は、感染症の予防及びまん延防止に努め、事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）を概ね6月に1回以上開催し、その結果を介護支援専門員に周知徹底する。

2 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備する。

3 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止する為、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

2 事業所における虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

3 事業所における虐待防止の為の指針を整備する。

4 介護支援専門員に対し、虐待防止の為の研修を定期的実施する。

5 虐待防止の措置を講じる為の担当者をおく。

(身体的拘束等の適正化)

第16条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。

2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 事業所は、職員等の資質向上を図るための機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

2 事業所は、介護支援記録等をその完結の日から 5 年間保存する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人柏仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。